

令和3年(2021年)8月30日

県立守山中学校・高等学校保護者様

県立守山中学校・高等学校
校長 杉原 真也

緊急事態宣言下における対応等について

平素より、本校の教育活動にご理解ご支援賜りありがとうございます。

この度、滋賀県においては、新型コロナウイルス対策特別措置法に基づき、令和3年8月25日付けで、緊急事態宣言の対象地域となり、緊急事態宣言を実施すべき期間を令和3年8月27日から令和3年9月12日までとすることとされました。

つきましては、教育活動や行事等について、県教育委員会からの通知や、感染拡大防止の観点から下記のとおりとします。

なお、今後の感染状況によっては、再度の変更等があるかもしれませんが、ご理解ご協力のほどよろしく願います。

記

1 基本的な考え方について

保健衛生対策をはじめ、可能な限り感染防止を図りながら、ICT機器の活用等も組み合わせ、子どもたちの学びを保障していくことが重要と考えています。

2 教育活動について

- (1) 9月3日(金)までは午前中短縮授業とします。
- (2) 高校2年生修学旅行、中学1年生荒神山宿泊研修については、延期します。
- (3) 授業においては、ガイドラインに示された各教科における「感染対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」について、例えば、「生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」は、一時的に停止します。
- (4) 学校行事等については、校内で実施する行事のみとします。また、講演会等外部から講師を招へいする行事については、感染症対策を徹底して行います。
- (5) 進路指導にかかわる校内外における教育活動については、実施時期が限定されるものがあり、感染対策を徹底したうえで実施します。
- (6) 部活動については、9月12日まで休止します。ただし、全国・近畿大会および同予選や高体連・高文連等主催の公式試合・コンクールへの参加は可能とします。また同大会等の参加に向けた練習については、感染症対策を徹底し、校内で2時間以内の活動は実施可能とします。
- (7) 生徒に発熱の症状がみられる場合や、地域の感染レベル2、レベル3においては、同居の家族に発熱の症状がみられる時にも出席停止とします。

3 ご家庭へのお願い

ご家庭での感染防止の取組とともに、感染防止を図りながら学習活動の確保を図る本校の取組についてご理解下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

併せて、子どもたちの心のケアが一層重要となっております。ご家庭におかれては、子どもたちを温かく見守っていただくとともに、感染に対する不安や学校の取組に対する要望等ございましたら、クラス担任へ気軽にご相談ください。